

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」ができました

■「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」とは何？

たとえ判断能力が十分でなくとも、できるだけ本人の意思を尊重する観点から、本人に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして、本人が「自分で決める」のを支援する「意思決定支援」の重要性が指摘されています。

後見事務を行うに当たっても、**すべての人には自分のことを決める力があるという前提に立ち、本人の意思決定支援を支援することになります。**その一つの具体的なイメージを示すものとして、最高裁、厚労省及び専門職団体をメンバーとするワーキンググループで検討を重ね、このガイドラインが作成されました(R2.10.30)

■ガイドラインの対象は？

専門職後見人だけでなく、親族後見人や市民後見人を含めて、後見人、保佐人、補助人に就任した方を広く対象とするものです。

■どんな内容なの？

意思決定支援を踏まえた後見事務を行う際のプロセスや意思決定支援を尽くしたけれど本人が意思を決定することが困難な場合などに行う「代行決定」のプロセスを示したものです。

■どんな場面で意思決定支援を行うの？

本人にとって重大な影響が生じるような契約をする場合などです。例えば、施設に入所するかどうかなど本人の住む場所を決める場合や、自宅や高額資産を売却する場合などが考えられます。

■意思決定支援は後見人が一人で行うの？

支援者のチームで行います。後見人だけではなく、福祉関係者・医療従事者等の支援者がみんな協力し合って、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を引き出すことが重要です。支援者が本人の周囲にいない場合は、延岡・西臼杵権利擁護センター等に相談してみましょう。

■ガイドラインには従わなければならないの？

ガイドラインに記載されたとおりに行動しなければならないという**義務はありません**が、本人の意思を尊重した後見事務を実践するために、後見人に選任された方が**ガイドラインを参考にしながら後見事務を行うことが期待**されます。

ガイドラインは、裁判所ウェブサイト「後見ポータル」で入手できます。

URL: https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaekata/index.html

☑ガイドラインの全体像を把握するには、まず「基本的な考え方」や「チャート図」を見てください。

☑ガイドラインには、実践で使えるアセスメントシートの書式や記載例も添付されています。